



News Letter

仙台市成年後見総合センターだより

Vol.6

R7/3/21 発行

【発行元】仙台市成年後見総合センター（運営：仙台市社会福祉協議会）
〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1 丁目 6-10 EARTH BLUE 仙台勾当台 6 階 ※令和 6 年 12 月より仮移転中
TEL:022-223-2118 / FAX:022-213-6457

☆権利擁護チーム支援会議をご活用ください！

権利擁護チーム支援会議とは、法律専門職からの力を得て、権利擁護や成年後見制度利用、意思決定などの課題を抱える支援者らを支援する取り組みです。下記の**参集型**又は**派遣型**のいずれかの方法により、**専門職から助言を得ながら今後の支援の方向付けなどができます。**

開催方法	場 所	内 容
参集型	仙台市成年後見総合センター (EARTH BLUE 仙台勾当台内)	事例検討方式。専門職 3 名 (弁護士・司法書士・社会福祉士) から、専門的な助言が多角的に得られ、支援の方向付けができます。
派遣型	各支援チームが開催するケア会議等	ケースの課題に応じた専門職 1 名を各現場へ派遣し、より踏み込んだ助言により、具体的な対応に結びつけることができます。



対応事例

※開催回数や方法については年度によって変更する場合があります。

参集型

生活課題が多岐に渡り在宅生活の継続は困難だと支援者は感じているが、本人は在宅生活を続けたいという強い意思がある。本人の意思を尊重しながら、どのように支援を進めたらよいか悩んでいる。

【検討内容】

- ①今後の支援の方向性
- ②成年後見制度の必要性
- ③申立のタイミング



本センターにて
会議を開催

【検討結果】

各専門職から、客観的且つ専門的な視点で助言を受けたことにより、①～③の課題が整理され、支援の方向性が明確になった。

【参加者の感想】

「もっと積極的に事例を出して相談し、この会議を活用したいと思った。」
「意思決定支援の進め方が勉強になった。」

派遣型

本人から、今後の適切な財産管理の方法や、在宅生活が困難となった場合の対応について専門職に相談したいと希望があり、且つ支援者も支援の方向付けをする上で法的な観点からの助言が必要と考えている。

【検討内容】

- ①ケース概要の共有と現在の財産管理の方法を確認
- ②本人の困りごとや希望の聞き取り
- ③支援者が本人を支えていくための役割分担を再確認

本センターより
弁護士を派遣

【検討結果】

弁護士から、本人の意思を尊重した具体的な助言が得られ、本人も納得した上で、支援者とともに今後の支援の方向性を整理できた。

【参加者の感想】

「本人の意思確認を行いながら、具体的な支援の見通しを立てることができた。」
「個別の事情に応じた専門職の助言も大変タメになった。」

相談方法



まずは本センターへ電話でご相談ください。 ご相談の際の情報整理やアセスメントには『相談機関専用エントリーシート』をご活用ください。

※『相談機関専用エントリーシート』は、仙台市成年後見総合センターのホームページからダウンロードできます。

☆専門職アドバイザー制度をご活用ください！

区保健福祉センターや、地域包括支援センター、相談支援事業所など相談支援機関の皆様や、当事者の方が、**弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職へ相談できる機会を毎月1回設けています。法的な視点や本人の権利擁護について助言が必要な時には是非ご利用ください。**

直接相談する方法のほか、軽微な内容であれば当センターを通じてアドバイザーへ確認することも可能です。

親族からの相談事例

長男からの相談。Aさん(80代男性・アルツハイマー型認知症)は、妻のBさんと2人暮らし。2人の年金で生活費をやり繰りしています。Aさんは認知症になる前から『夫婦2人で施設に入所すること』、『施設費用を支払うと生活が厳しくなるため、自宅と土地を売却すること』を希望していました。しかし、現在のAさんは認知症により難しい手続きが理解できません。成年後見制度の利用は必要でしょうか。



【専門職アドバイザーからの助言】

不動産を売却するにあたり、Aさんの判断能力が不十分で売買契約の締結が難しいければ、成年後見制度を利用する必要があります。しかし注意する点として、成年後見人が選任されたとしても自宅の売却を必ず家庭裁判所が認めてくれるわけではないため、メリットとデメリットを理解したうえで、成年後見制度の利用を考える必要があります。

相談方法



まずは本センターへ電話でご相談ください。相談内容に応じ、本センター相談員が詳しくご案内いたします。困った時はお早めにご相談ください。

☆市民後見人の活動報告

令和7年1月、今年度3回目となる市民後見人名簿登録者向け研修会を開催しました。講師に弁護士 工藤清史氏を招き、『専門職からみる市民後見人に期待することと心構え』と題し講話をいただき、改めて、市民後見人としての活動の意義を学んでいただきました。今年度は、専門職後見人から市民後見人が後見業務を引きいだ案件もあり、今後ますます市民後見人に対する期待が高まっていくものと予想されます。

【研修の様子】



★市民後見人とは、「弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」(日本成年後見法学会)です。本市では、本センターが開催する所定の養成講座修了後、仙台市社協に名簿登録された方で、且つ家庭裁判所により成年後見人等に選任された方となります。

☆ 権利擁護、成年後見制度に係るご相談をお受けします

◆ 仙台市成年後見総合センター 窓口のご案内 ◆

【受付時間】 月曜～金曜:午前9時～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

【電話番号】 022-223-2118

【対 象】 仙台市内在住の方

- 当事者の方に限らず、関係機関の方々からのご相談もお受けしています。
- 成年後見制度の概要や手続き、必要性等について、一緒に考え、アドバイスいたします。
- 必要に応じ、地域包括支援センター等と連携して、対応いたします。
- 当センターが必要と判断した場合、後見人等候補者の推薦を行ないます。
- 法的な問題など、専門的な相談に応じられる様、「専門職アドバイザー」を配置しています。

まずは、お電話で
お問い合わせくだ
さい。



- 成年後見制度はご本人の権利をまもる制度です。
- ご本人に必要な支援を一緒に考えて下さる、身近な支援者との連携が不可欠ですので、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。